

R S ウイルス感染症の定期接種（母子免疫ワクチン）業務委託仕様書

1. 目的

乳幼児の肺炎・細気管支炎の主要な原因である R S ウイルスの感染を防ぐことを目的に、妊婦に対し R S ウイルス感染症の定期接種（母子免疫ワクチン）を実施する。

2. 対象者

接種当日に藤沢市に住民登録があり、R S ウイルス感染症の定期接種（母子免疫ワクチン）の予防効果や副反応などについて理解し、接種に同意する次のいずれかに該当する者

(1) 妊娠 28 週から 37 週に至るまで（妊娠 28 週 0 日から 36 週 6 日まで）の間の妊婦

接種前に被接種者の母子健康手帳を必ず確認し、対象の妊娠週数であることを確認すること。なお、過去の妊娠時に組換え R S ウイルス母子免疫ワクチンを接種したことのある者も対象とする。

(2) 東日本震災被災者等

上記(1)に該当する者で、藤沢市に一時避難している（藤沢市に住民登録がない）被災者が接種を希望する場合、藤沢市民と同様に接種を行うこと。なお、すでに藤沢市に住民登録のある被災者については、藤沢市民として接種を行うこと。

3. 契約期間及び接種期間

2026 年（令和 8 年）4 月 1 日から 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日まで

4. 接種回数等

予防接種実施規則及び実施要領に記載された接種方法等を遵守し、実施すること。接種回数は妊娠ごとに 1 回（筋肉内に接種）とする。

5. 接種時の注意

接種を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守する。

(1) 予防接種に従事する者は、手指を消毒する。

(2) 接種液は、次に掲げるとおり適切に取り扱う。

ア 接種液の貯蔵は、生物学的製剤基準の定めるところによるほか、適切な温度管理がなされていることが確認できた冷蔵庫等を使用して行う。

イ 接種液の使用に当たっては、接種を行おうとするワクチンであるこ

と、有効期限内であること及び異常な混濁、着色、異物の混入その他の異常がない等均質であることを確認する。

ウ 接種液は、栓及びその周囲をアルコール消毒した後、栓を取り外さないで吸引する。

(3) 接種用器具の滅菌等については、次に掲げるとおり適切に実施する。

ア 接種用器具は、乾熱、高圧蒸気、煮沸、エチレンオキサイドガス又はコバルト 60 から放出されるガンマ線によって滅菌されていなければならない。

イ 注射筒及び注射針は、被接種者ごとに取り換えなければならない。

6. 委託単価

委託単価は、神奈川県都市衛生行政協議会会長、神奈川県町村保健衛生連絡協議会会長及び神奈川県医師会会長との覚書に基づくものとし、「令和 8 年度 R S ウイルス感染症の定期接種（母子免疫ワクチン）単価表」のとおりとする。

7. 予診並びに予防接種不适当者及び予防接種要注意者

(1) ワクチンの被接種者が、自らの意思で接種を希望していることを確認すること。

(2) 予防接種の効果や副反応、健康被害救済制度について被接種者がその内容を理解できるよう、適切な説明を行う。

(3) 予防接種医療機関において、問診、検温、視診、聴診等の診察を接種する前に行い、接種を受けることが適当でない者又はワクチン接種を行うに際して注意を要する者に該当するか否かを調べること。

(4) 予診の結果、異常が認められた場合は、当日は接種を行わないこと。

8. 実施計画

予防接種医療機関は、予防接種直後の即時性全身反応等、副反応の発生等に対応するために必要な薬品及び器具等を備えることとする。

9. 予防接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、接種後の通常に起こり得る反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について十分に説明し、被接種者がその内容を理解した上で、自らの意思で接種を希望し、同意をした場合に限り接種を行うものとする。

10. ワクチンの注文

定期予防接種に使用するワクチンは、委託者に代わりワクチンの供給を行う

協同組合藤沢薬業協会へ受託医が注文し、委託者が選定したメーカーのワクチンを受託医に配付する（土曜、日曜、祭日を除く接種3日前までに注文すること）。ワクチンは予約を受けてから注文することとし、必ず予約人数分のみとする。余分なワクチンの注文はしないこと。

11. ワクチンの取り扱いについて

- (1) 定期予防接種に使用できるワクチンは、委託者が配付したワクチンのみとする。このことから、委託者が配付したワクチンは他のワクチンと区別して貯蔵し、一見して識別できるようにすること。
- (2) ワクチンの保管は、生物学的製剤基準に定める所定の貯蔵条件を保つこと。保管は、種類によって区分して貯蔵し、一見して識別できるようにすること。
- (3) ワクチンの保管は厳重にし、入出庫に際しては受払簿等により確認を行うほか必ず責任者による現物確認を行うこと。
- (4) ワクチンを使用しようとするときは、国家検定に合格したことを示す検査用紙の有無を確認すること。
- (5) 標示されたワクチンの種類を確認すること。
- (6) 有効期限を確認すること。
- (7) 異常な混濁、着色、異物の混入その他の異常がないかどうかを確認すること。

12. 予診票について

市が作成・発行する複写式予診票を使用すること。

予診票のうち医療機関用控えを少なくとも5年間は適正に管理・保存すること。

13. 報告

完了（部分完了）報告は年12回とする。また、4月から翌年3月までの毎月、月まとめで、次の書類を翌月10日必着で（当日が土日祝日の場合は前開庁日）委託者へ提出すること。〔市民センターへの提出は不可〕

- (1) RSウイルス感染症の定期接種（母子免疫ワクチン）完了報告書（兼口座振込依頼書）（別紙1）
- (2) RSウイルス感染症予防接種予診票の1枚目（藤沢市提出用）（別紙2）

14. 支払い

- (1) 委託額は、部分払い12回に分けて支払う。
- (2) 受託者は、所定の手続きに従って予防接種実績に応じた委託金額を請求するものとする。委託者は、請求があったときは、正当な請求を受けた日か

ら起算して３０日以内に委託金額を支払うものとする。

(3) 支払い時期については、次表のとおりとする。

支払内訳

回数	実施月	支払い予定	備考
1	令和８年４月１日～４月３０日	正当な請求を受けた日から起算して３０日以内	実績払い
2	令和８年５月１日～５月３１日	正当な請求を受けた日から起算して３０日以内	
3	令和８年６月１日～６月３０日	正当な請求を受けた日から起算して３０日以内	
4	令和８年７月１日～７月３１日	正当な請求を受けた日から起算して３０日以内	
5	令和８年８月１日～８月３１日	正当な請求を受けた日から起算して３０日以内	
6	令和８年９月１日～９月３０日	正当な請求を受けた日から起算して３０日以内	
7	令和８年１０月１日～１０月３１日	正当な請求を受けた日から起算して３０日以内	
8	令和８年１１月１日～１１月３０日	正当な請求を受けた日から起算して３０日以内	
9	令和８年１２月１日～１２月３１日	正当な請求を受けた日から起算して３０日以内	
10	令和９年１月１日～１月３１日	正当な請求を受けた日から起算して３０日以内	
11	令和９年２月１日～２月２８日	正当な請求を受けた日から起算して３０日以内	
12	令和９年３月１日～３月３１日	正当な請求を受けた日から起算して３０日以内	

(4) 消費税及び地方消費税については、予防接種を実施した時期の税率を適用するものとする。

15. 健康被害

予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度が適用される。

16. 副反応の報告について

接種後に異常反応を疑う症状がみられた場合は、速やかに応急処置を行うこと。予防接種法施行規則第5条に規定する症状（予防接種後副反応疑い報告書の報告基準参照）の診断をした場合には、速やかに電子報告システムにて独立行政法人医薬品医療機器総合機構へ報告すること。電子的な報告が困難な場合は、予防接種後副反応疑い報告書、若しくは国立感染症研究所のホームページからダウンロードできる予防接種後副反応疑い報告入力アプリにて作成した様式を使用し、FAXにて報告すること。（FAX番号：0120-176-146）なお、同様の報告を委託者にFAXにて報告すること。

（FAX番号 0466-50-0668）

17. 予防接種時の間違い接種及び事故の報告

- (1) 受託医は、実施した予防接種において、万が一、間違い接種や事故が発生した場合は、委託者に速やかに電話で報告し、併せて「予防接種事故報告書」を提出すること。なお、委託料の支払いにかかわらず、被接種者が定期予防接種を受けることを目的に来院し、実施したものについては報告対象とする。
- (2) 受託医は、発生した間違い接種や事故について、被接種者及び保護者に対し、十分な説明を行うこと。
- (3) 委託者において間違い接種等を把握した場合、受託医に状況の確認をすることがあるので、協力すること。
- (4) 間違い接種や事故の事例は、厚生労働省及び藤沢市予防接種運営協議会に報告を行う。

18. データの保護及び秘密の保持等

別紙3「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」のとおりとする。

19. 禁止事項

- (1) 受託者は本業務の全部または一部を第三者に委託し又は請負わせることはできない。
- (2) 受託者は委託業務の執行上、知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。漏らした場合は個人情報の保護に関する法律により罰則を適用する。

20. 障がいを経由とする差別の解消の推進

受託者は、「障害を経由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に定めるもののほか、藤沢市における障がいを経由とする差別の解消の推進に関する対応要領第4条及び第5条の趣旨並びに藤沢市職員サ

ポートブックの内容を踏まえ、障がい者に対する適切な対応を行うこと。

21. その他

- (1) 藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第5章の各取組項目を実施するよう努めること。
- (2) 業務を遂行する上で疑義が生じた場合、もしくは本仕様書に定めのない事項及び内容については、別途協議の上決定する。

以 上